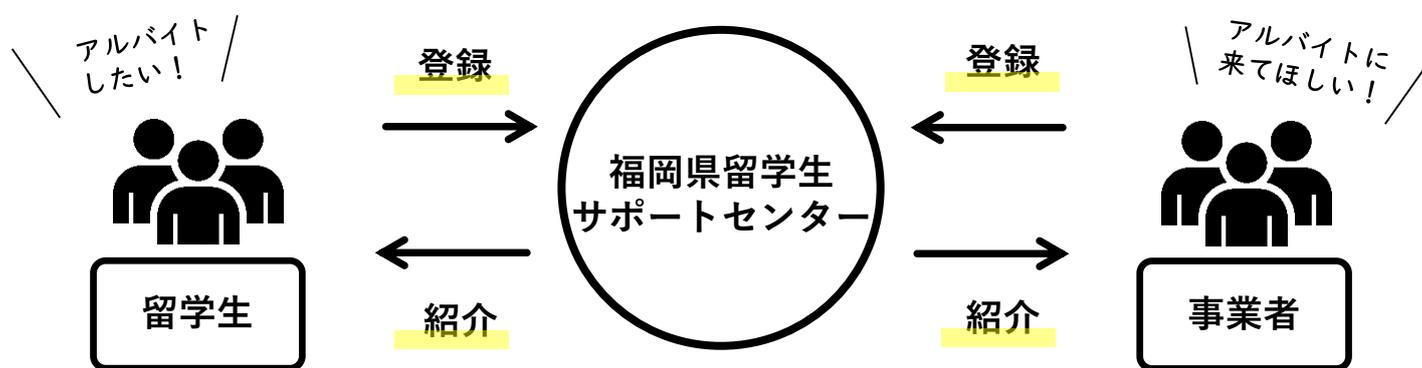


県内事業者のみなさまへ



留学生向けのアルバイトは ありませんか？

- ・新型コロナウイルス感染症の影響でアルバイトがなくなり、新たなアルバイトを探している留学生がいます。
- ・福岡県留学生サポートセンターでは、こうした留学生を事業者の皆さまに無料で紹介しています。



【ご紹介する人材】

- ・福岡県内の大学院、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校、日本語学校に在籍する留学生
- ・学校を卒業し、「特定活動」で就職活動中の元留学生

【ご紹介までの流れ】

- ①留学生サポートセンター（以下「センター」）へ事業者概要及び求人情報を登録します。
- ②センターは、お預かりした求人情報を登録留学生へEメールで配信・周知します。
- ③求人へ応募してきた留学生の情報をセンターがとりまとめ、該当事業者へ提供します。
以降、事業者の皆さまから留学生へ連絡を取り、選考を実施してください。

【留意事項】※裏面もご覧ください。

- ・危険を伴うものや法令に違反するもの等、留学生の円満な学生生活に影響を与える恐れのある職種については、お取り扱いできかねます。
- ・斡旋するアルバイトの業務内容や就業場所、求人情報の提供開始時期は、緊急事態宣言に伴う外出自粛及び休業要請等への配慮にご協力をお願いいたします。

まずは、福岡県留学生サポートセンターへご連絡を！

登録、相談、
お問い合わせ

対応時間
10:00～19:00

福岡県留学生サポートセンター

TEL 092-725-9201

FAX 092-725-9206

Eメール fissc@kokusaihiroba.or.jp
ウェブサイト <https://www.fissc.net/>



【事前にご確認いただきたいこと】

- ・無料職業紹介のため、紹介の確約はしかねます。
- ・福岡県の最低賃金は時給841円です。(令和元年10月1日)
- ・留学生の就労可能な時間は下記のとおりです。

【通常】 1週間につき28時間以内

【学校の夏季休暇等】 1日につき8時間以内、かつ1週間につき40時間以内

- ・労災保険には必ずご加入ください。
- ・留学生を雇用するに当たっては、在留資格や資格外活動許可、労働関係法令等留意すべき等がございます。詳しくは、FiSSCホームページに掲載の「留学生アルバイト雇用ハンドブック」をご一読ください。
- ・当センターで取扱うアルバイトについては、留学生の円満な学生生活に影響を与える恐れのある職種については、下記の通り一定の職種制限を設けています。

	具体例	理由及び参照事項
危険を伴うもの	<ul style="list-style-type: none"> ①プレス、ポール盤、施盤、断裁機など自動機械の操作 ②高電圧、高圧ガス等危険物の取扱い（助手も含む） ③自動車、バイクの運転 ④線路内や交通頻繁な路上での作業（測量、白線引き、交通整理等） ⑤土木、水道工事等の現場作業、建設現場での作業、建物倒壊、残材片付作業、2階以上の高所での屋外作業（硝子ふき、器具の取付け等） ⑥ヘルメット着用が必要とされる作業 ⑦警備員 	<ul style="list-style-type: none"> ①・②⇒危険・事故が伴う（例外：理工系でその専攻に役立つもの） ③⇒免許を必要とし、危険度が高い。 ④⇒事故を起こした場合の経済的・精神的負担が重い。刑事責任まで負うことになる。 ⑤・⑥⇒落下物・転落等の危険度が大きい。（内装工事は除く） ⑦⇒会場整理、誘導、受付は除く。
人体に有害なもの	<ul style="list-style-type: none"> ①農薬、劇薬など有害な薬物の扱い（メッキ作業、白蟻駆除等） ②特に高温・低温の作業、粉末、有害ガス、騒音等の著しい中での作業 	<ul style="list-style-type: none"> ①・②⇒健康上、人体に有害と考えられる。（例外：薬学系でその専攻に役立つもの）
法令に違反するもの	<ul style="list-style-type: none"> ①労働争議に介入するおそれのあるもの ②営利職業斡旋業者への仲介斡旋 ③マルチ・ネズミ講商法に関するもの ④出来高払（一定額の賃金の補償のないもの） ⑤募集・採用の対象を男性のみ又は女性のみとするもの ⑥募集・採用の人数を男女別に設定するもの ⑦募集・採用にあたり、性別により異なる条件を付するもの 	<ul style="list-style-type: none"> ①⇒職業安定法20条参照 ②⇒職業安定法の趣旨（雇用関係の成立の斡旋）に反する。 ③⇒無限連鎖講の防止に関する法律参照。 ④⇒労働基準法27条参照。 ⑤～⑦⇒男女雇用機会均等法参照。
教育的に好ましくないもの	<ul style="list-style-type: none"> ①不特定多数を対象とした街頭や訪問、電話による調査 ②訪問販売、勧誘、専門に行う集金 ③競馬、競輪場等、ギャンブル場内の現場作業 ④バー、キャバレー、マージャン、パチンコなど風俗営業の現場作業 ⑤長期継続の深夜作業 ⑥選挙の応援に関する一切の業務 ⑦スパイ行為、興信所業務に類する調査 	<ul style="list-style-type: none"> ①⇒相手側の了解が得られない場合が多く、トラブルの原因になることが多い。 ⑥特定の政党や候補者を応援することは望ましくない。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ①人命にかかわることが予想される業務 ②労働条件が不明確なもの ③人員の限定を条件とするもの ④学生を紹介しても採否の連絡がなかったり、正当な理由なく採用されないことがしばしば返されるもの ⑤その他学生にふさわしくないと考えられるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ⇒水泳指導員、監視員、ベビーシッター等 ⇒賃金、時間、場所、労働内容、登録制によるもの、支払い方法等が明示されていないもの。 ⇒例えば、10人中1人でも欠けると他の9人を不採用とするようなもの。